

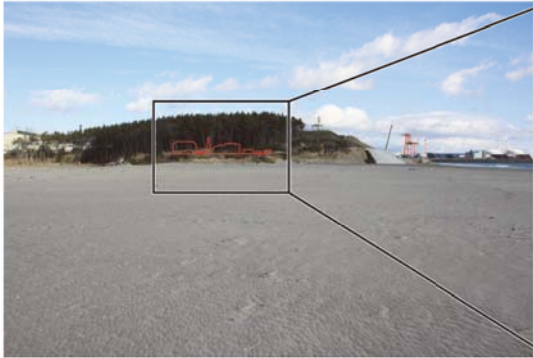




イ. 主要な眺望地点の状況

(7) 視認状況による抽出

既存資料調査により抽出した調査地点について現地踏査を実施し、主要な眺望地点から計画地における計画建築物の視認状況を確認した結果は、表8.9-7のとおりであり、蒲生干潟・日和山・高砂神社【1】、貞山運河（南貞山運河）【4】、スリーエム仙台港パーク（仙台港中央公園）【5】、貞山運河（御舟入堀）【8】の4地点の主要な眺望地点から計画建築物を視認できる可能性がある。主要な眺望地点における視認状況は、表8.9-9のとおりである。

表 8.9-9(1) 主要な眺望地点における視認状況

<p>調査地点 (主要な眺望地点)</p>	<p>蒲生干潟・日和山・高砂神社【1】</p>
<p>計画地までの 方向・距離</p>	<p>北北東 約1.7km ～ 約2.8km (遠景域)</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>本調査地点は平坦な低地に位置しており、面積は約50haと広範であるが、計画地方向である北北東側は地形の起伏、工場等の既存構造物等により遮蔽されており、計画建築物の視認可能な範囲は最も高層である煙突の頂部に限られると考えられる。</p>   <p>①からの視認状況</p>   <p>②からの視認状況</p>  <p>撮影地点</p> <div data-bbox="879 1682 1150 1823" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○➡ : 撮影位置・方向 — : 視認可能範囲 ⋯ : 立入禁止範囲 </div>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>視認可能</p>





注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-9(2) 主要な眺望地点における視認状況

<p>調査地点 (主要な眺望地点)</p>	<p>貞山運河 (南貞山運河) 【4】</p>
<p>計画地までの 方向・距離</p>	<p>北北東 約3.0km ~ 約5.0km (中景域~遠景域)</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>本調査地点は平坦な低地に位置しており、長さ約2kmと広範であるが、大半は南貞山運河河川災害復旧工事により2019年3月までの予定で立入禁止となっており、調査期間において立入可能な場所は1ヶ所に限定されていた。立入可能な場所においても、計画建築物の視認可能な範囲は、橋梁の間から燃料貯蔵設備、ボイラ等の上層部に限られると考えられる。</p> <p>なお、本調査地点の周辺では海岸防災林の植林が行われており、樹木が生育した際には、更に計画地方向が遮蔽される可能性が考えられる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">①からの視認状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡 例</p> <p>○→ : 撮影位置・方向</p> <p>●●●●●● : 立入禁止範囲</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">撮影地点</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>視認可能</p>

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-9(3) 主要な眺望地点における視認状況

<p>調査地点 (主要な眺望地点)</p>	<p>スリーエム仙台港パーク (仙台港中央公園) 【5】</p>
<p>計画地までの 方向・距離</p>	<p>東北東 約2.4km (遠景域)</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>本調査地点は標高約16mの丘の上に位置する展望台であり、計画地方向である北側は工場等の既存構造物により遮蔽される部分もあるが、展望台からは煙突、ボイラ、燃料貯蔵設備等の計画建築物が視認可能であると考えられる。</p>  <p>①からの視認状況</p>   <p>②からの視認状況</p>  <p>撮影地点</p> <div data-bbox="879 1742 1145 1823" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>凡 例 ○➡ : 撮影位置・方向</p> </div>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>視認可能</p>






注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-9(4) 主要な眺望地点における視認状況

<p>調査地点 (主要な眺望地点)</p>	<p>貞山運河 (御舟入堀) 【8】</p>
<p>計画地までの 方向・距離</p>	<p>南西 約1.0km ~ 南南西 約3.6km (中景域~遠景域)</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>本調査地点は平坦な低地に位置しており、長さ約2.6kmと広範であるが、計画地方向である南西から南南西側は北端から約1.0km (西岸は1.6km) の範囲で丘陵等の地形の起伏、既存構造物等により遮蔽されており、視認可能な範囲は橋上等の限られた場所に限りされると考えられる。また、調査地点の南端から約800mは、砂押川外河川災害復旧工事等により2019年3月までの予定で立入禁止となっており、調査期間において立入可能な場所は限定されていた。 それ以外の場所からは、煙突、ボイラ等の計画建築物が視認可能であると考えられる。</p>  <p>①からの視認状況</p>   <p>②からの視認状況</p>  <p>撮影地点</p> <div data-bbox="863 1765 1134 1883"> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○➡ : 撮影位置・方向 ⋯⋯ : 立入禁止範囲 </div>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>視認可能</p>






注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-9(5) 主要な眺望地点における視認状況

<p>調査地点 (主要な眺望地点)</p>	<p>多賀城跡【12】</p>
<p>計画地までの 方向・距離</p>	<p>南東 約4.6km (遠景域)</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>本調査地点は標高約30mの丘陵地に位置し、計画地方向である南西側は密集した樹林で囲われており、落葉期においても遮蔽されている範囲が多く、また、外郭南門から政庁南門までの一部では樹林が途切れている範囲があるが、前面の丘により遮蔽されているため視認不可能であると考えられる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>①からの視認状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>②からの視認状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>撮影地点</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>凡 例</p> <p>○➡ : 撮影位置・方向</p> </div>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>視認不可</p>

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-9(6) 主要な眺望地点における視認状況

<p>調査地点 (主要な眺望地点)</p>	<p>陸奥国一之宮 鹽竈神社【31】</p>
<p>計画地までの 方向・距離</p>	<p>南南東約4.9km (遠景域)</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>本調査地点は標高約50mの丘陵地に位置し、計画地方向である南南西側は密集した樹林で囲われており、落葉期においても遮蔽されていること、表参道側の一部一部では樹林が途切れている範囲があるが、地形の起伏及び集合住宅等の既存構造物により遮蔽されていることから、計画建築物は視認できない。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;">   </div> <p>①からの視認状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;">   </div> <p>②からの視認状況</p> <div style="display: flex; justify-content: center; width: 100%;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>凡 例</p> <p>○➡ : 撮影位置・方向</p> </div> </div> <p>撮 影 地 点</p> </div>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>視認不可</p>

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-9(7) 主要な眺望地点における視認状況

調査地点 (主要な眺望地点)	塩竈市老番館庁舎展望台【32】
計画地までの 方向・距離	南 約4.6km (遠景域)
計画建築物に 対する視認状況	<p>本調査地点は高さ約35mの展望台[7階建て]であり、計画地方向には集合住宅等の中高層の既存構造物により遮蔽されていることから、計画建築物は視認できない。</p>   <p style="text-align: center;">①からの視認状況</p>  <p style="text-align: center;">撮影地点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 凡 例 : 撮影位置・方向 </div>
計画建築物に 対する視認状況	視認不可

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-9(8) 主要な眺望地点における視認状況




<p>調査地点 (主要な眺望地点)</p>	<p>マリンゲート塩釜展望台【35】</p>
<p>計画地までの 方向・距離</p>	<p>南 約4.8km (遠景域)</p>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>本調査地点は高さ約18mの展望台であり、計画地方向には丘陵地及び集合住宅等の中高層の既存構造物が分布し、丘陵地により遮蔽されていることから計画建築物は視認できない。</p>  <p>①からの視認状況</p>  <p>撮影地点</p> <div data-bbox="879 1312 1150 1391" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>凡 例 ○➡ : 撮影位置・方向</p> </div>
<p>計画建築物に 対する視認状況</p>	<p>視認不可</p>

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

(イ) 主要な眺望地点の状況

計画建築物が視認可能である主要な眺望地点の状況は表8.9-10に示すとおりである。

表 8.9-10(1) 主要な眺望地点の状況

調査地点	蒲生干潟・日和山・高砂神社【1】	
調査時期	展葉期 (2018年9月19日)	落葉期 (2018年11月20日)
眺望景観の状況		
撮影地点	<p>撮影地点は蒲生干潟・日和山・高砂神社【1】、長浜【2】及び計画建築物が同時に視認できる地点とした。</p>  <p>凡 例 ●→ : 撮影位置・方向</p>	
眺望地点から計画地までの方向・距離	北北東 約2.5km	
眺望の状況	眺望地点から計画地方向の眺望は、手前に蒲生干潟及び長浜が広がり、その奥に港湾施設や周辺の工場群を望むことができる。	

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-10(2) 主要な眺望地点の状況

調査地点	貞山運河（南貞山運河）【4】	
調査時期	展葉期 (2018年9月19日)	落葉期 (2018年11月19日)
眺望景観の状況		
撮影地点	<p>撮影地点は貞山運河（南貞山運河）【4】及び計画建築物が同時に視認できる地点とした。</p>  <p>凡 例  : 撮影位置・方向  : 立入禁止範囲</p>	
眺望地点から計画地までの方向・距離	北北東 約3.9km	
眺望の状況	眺望地点から計画地方向の眺望は、手前より奥に向かって貞山運河（南貞山運河）が流れ、奥側に南蒲生浄化センター等の既存構造物、さらに奥側に工場群を望むことができる。	






注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-10(3) 主要な眺望地点の状況

調査地点	スリーエム仙台港パーク（仙台港中央公園）【5】	
調査時期	展葉期 (2018年9月19日)	落葉期 (2018年11月20日)
眺望景観の状況		
撮影地点	<p>撮影地点はスリーエム仙台港パーク（仙台港中央公園）【5】及び計画建築物が同時に視認できる展望台とした。</p>  <p>凡 例 ●→ : 撮影位置・方向</p>	
眺望地点から計画地までの方向・距離	東北東 約2.4km	
眺望の状況	眺望地点から計画地方向の眺望は、手前にスリーエム仙台港パーク（仙台港中央公園）、仙台港を一望することができ、その奥に港湾施設、工場群を望むことができる。	

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

表 8.9-10 (4) 主要な眺望地点の状況

調査地点	貞山運河（御舟入堀）【8】	
調査時期	展葉期 (2018年9月19日)	落葉期 (2018年11月20日)
眺望景観の状況		
撮影地点	<p>撮影地点は貞山運河（御舟入堀）【8】及び計画建築物が同時に視認できる河岸堤防付近とした。</p>  <p>凡 例  : 撮影位置・方向  : 立入禁止範囲</p>	
眺望地点から計画地までの方向・距離	南南西 約2.1km	
眺望の状況	眺望地点から計画地方向の眺望は、手前より奥に向かって貞山運河（御舟入堀）が連なり、西側に公園のまとまった緑が広がり、奥側に工場群を望むことができる。	

注：【 】内は、表8.9-4及び図8.9-1の調査地点番号に対応する。

ウ. 計画地周辺の景観の状況

計画地は仙台塩釜港（仙台工区）内の工場用地に位置し、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域は、工業専用地域となっている。

計画地の周辺には、大規模な火力発電所、工場、倉庫等が分布しており、工場地景観が形成されている。計画地及び周辺における土地利用の状況は、「6. 地域の概況 6.2 社会的状況等 6.2.2 土地利用」に示すとおりである。

8.9.2 予 測

(1) 存在による影響（工作物等の出現）

① 予測内容

予測内容は表8.9-11のとおりであり、「景観資源の状況」「主要な眺望地点の状況」とした。

表 8.9-11 予測内容（景観）

項 目	調 査 内 容
景 観	① 工作物の出現に伴う景観資源（自然的景観資源・文化的景観資源）への影響 ② 工作物の出現に伴う主要な眺望点への影響

② 予測地域等

予測地域は、調査地域と同様とした。

景観資源への影響に係る予測地点は、調査地点と同様とした。

主要な眺望への影響に係る予測地点は、調査地点のうち、現地調査の結果、計画建築物が視認できると考えられた4地点とした。

③ 予測対象時期

工作物等の出現に係る景観の予測対象時期は、建築工事が完了する時点2023年とした。

④ 予測方法

ア. 景観資源への影響

工作物等の出現に係る自然的景観資源及び文化的景観資源への影響の予測方法は、景観資源の特性の解析結果と事業計画の重ね合わせ及び事例の引用・解析により予測するものとした。

イ. 主要な眺望景観への影響

工作物等の出現に係る主要な眺望への影響の予測方法は、工事完了後のフォトモンタージュを作成し、眺望景観の変化を予測するものとした。

⑤ 予測結果

ア. 景観資源への影響

計画地及び計画地周辺の景観資源の位置は図8.9-1のとおりであり、本事業の実施により予測地域内に分布する景観資源を直接改変することはない。

また、計画建築物と景観資源を同時に視認できる主要な眺望地点は表8.9-7のとおりであり、「蒲生干潟・日和山・高砂神社」、「長浜」、「貞山運河（南貞山運河）」、「スリーエム仙台港パーク（仙台港中央公園）」、「緩衝緑地帯」、「貞山運河（御舟入堀）」の景観資源が計画建築物と同時に視認できるが、主要な眺望地点から計画地方向への眺望は、既存の煙突、工場等により構成される工場地景観であり、本事業による計画建築物により変化を及ぼすことは、ほとんどない。

したがって、施設の存在に伴う景観資源への影響は、ほとんどないと予測された。

イ. 主要な眺望景観への影響

工作物等の出現に伴う主要な眺望の予測結果は表8.9-12、フォトモンタージュによる眺望の変化は図8.9-3のとおりである。フォトモンタージュは、各地点とも展葉期及び落葉期の状況について作成した。

表 8.9-12 主要な眺望の変化の予測結果

調査地点 番号	眺望地点名	計画地 からの距離	仰角	眺望の変化
1	蒲生干潟・日和山・高砂神社	約1.7～約2.8km	約2～3°	計画建築物の煙突頂部が視認されるものの、地形の起伏、工場等の既存構造物等により遮蔽されており、視認範囲は極めてわずかであり、現状のスカイラインに変化はない。また、計画建築物の色彩についても、周辺の工場地景観と調和していることから、眺望景観の変化は、ほとんどないと予測された。
4	貞山運河（南貞山運河）	約3.0～約5.0km	約1～2°	橋梁の隙間から、工場地景観の一部として計画建築物の燃料貯蔵設備、ボイラ等の上層部が視認されるものの、視認範囲はわずかであり、現状のスカイラインに変化はない。また、計画建築物の色彩についても、周辺の工場地景観と調和していることから、眺望景観の変化は、ほとんどないと予測された。
5	スリーエム仙台港パーク（仙台港中央公園）	約2.4km	約2°	計画建築物の煙突、ボイラ、燃料貯蔵設備等が視認されるものの、計画地の周辺は、既存の工場等が大部分を占めており、調査地点から望む街並みの連続性に違和感はない。また、計画建築物の色彩についても、周辺の工場地景観と調和していることから、眺望景観の変化は少ないと予測された。
8	貞山運河（御舟入堀）	約1.0～約3.5km	約1～5°	計画建築物の煙突、ボイラ等が視認されるものの、計画地の周辺は、既存の工場等が大部分を占めており、調査地点から望む街並みの連続性に違和感はない。また、計画建築物の色彩についても、周辺の工場地景観と調和していることから、眺望景観の変化は少ないと予測された。

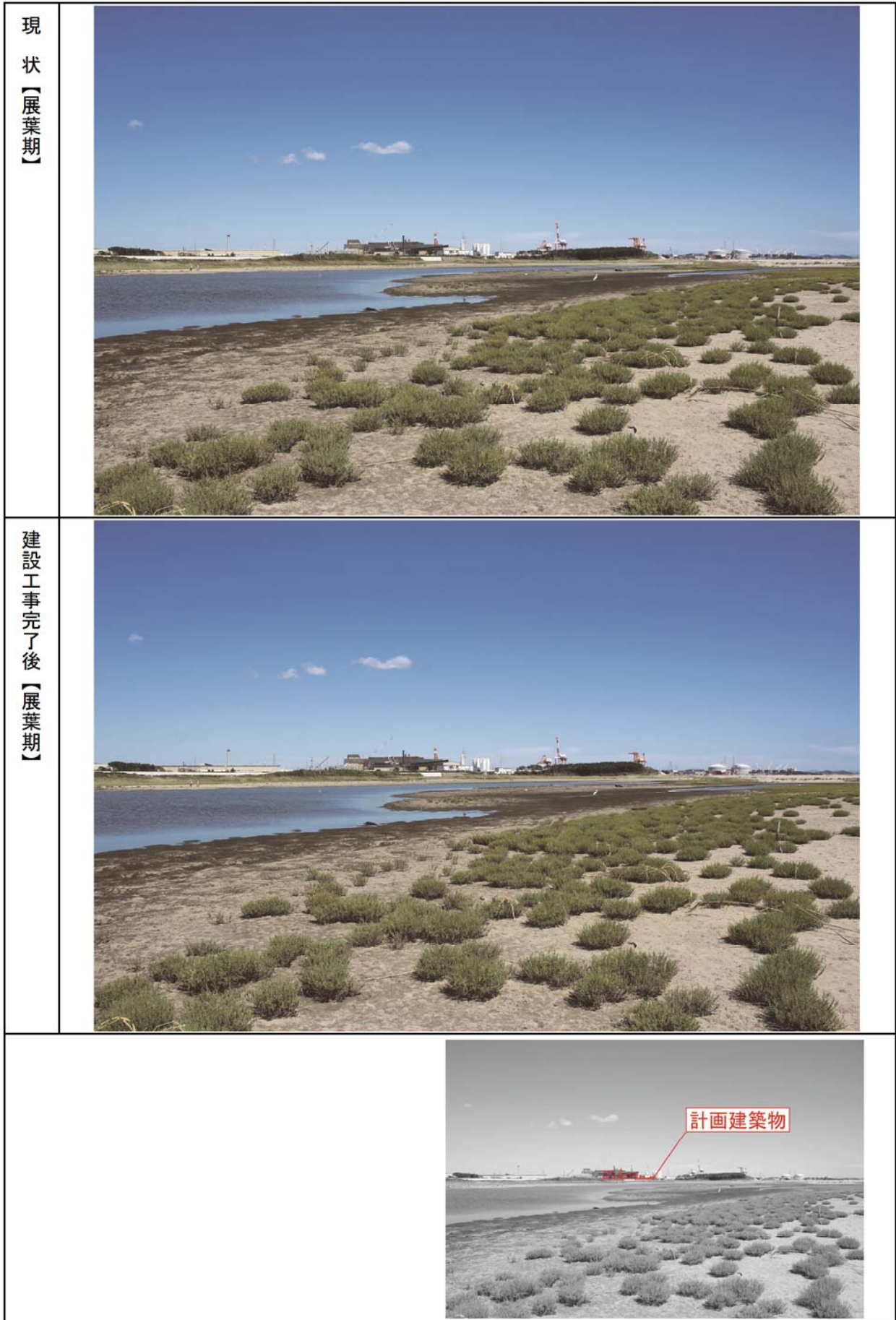


図 8.9-3(1) 眺望景観の変化の予測結果 (調査地点 1 : 蒲生干潟・日和山・高砂神社【展葉期】)

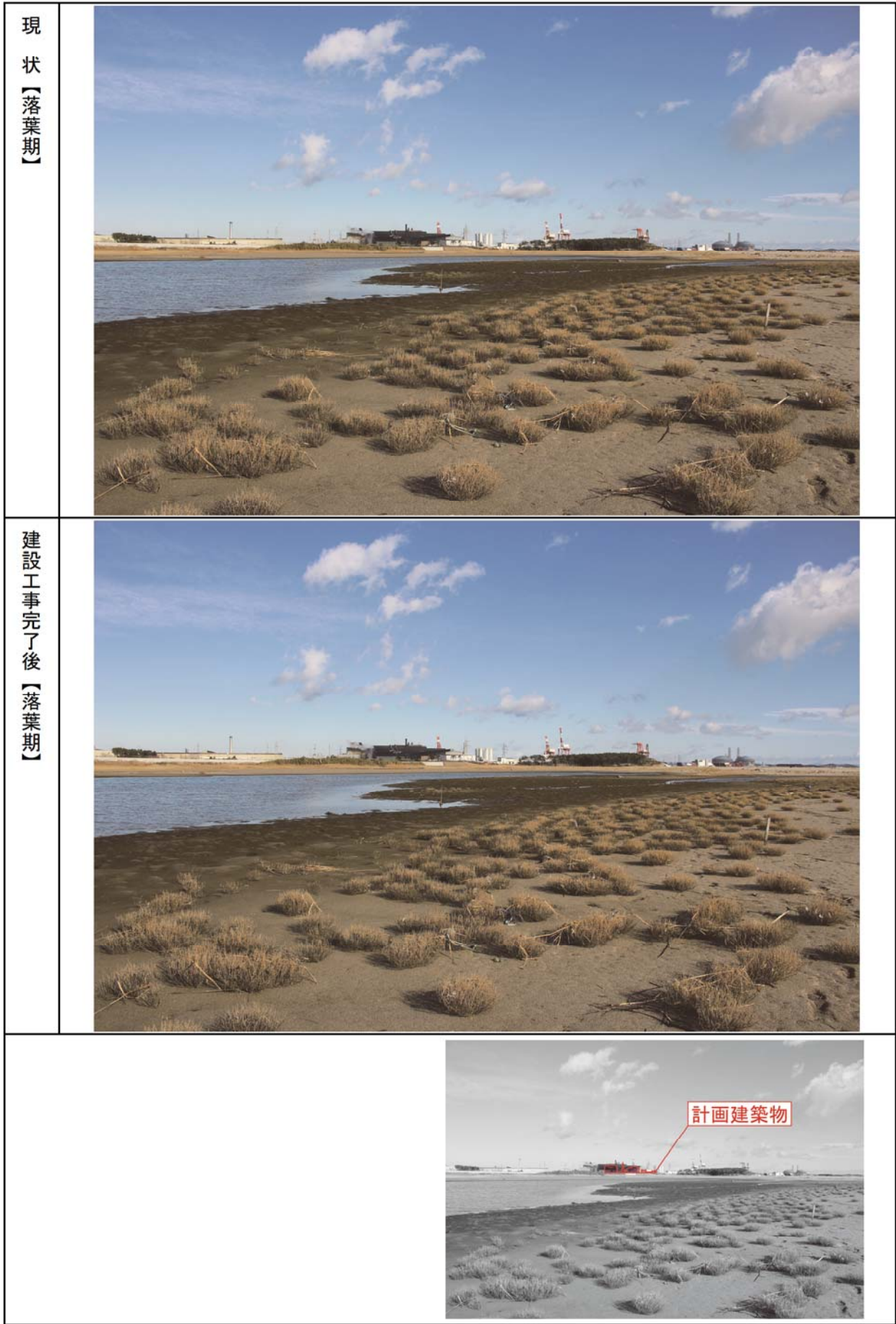


図 8.9-3(2) 眺望景観の変化の予測結果 (調査地点1: 蒲生干潟・日和山・高砂神社【落葉期】)



図 8.9-3(3) 眺望景観の変化の予測結果（調査地点4：貞山運河(南貞山運河)【展葉期】）

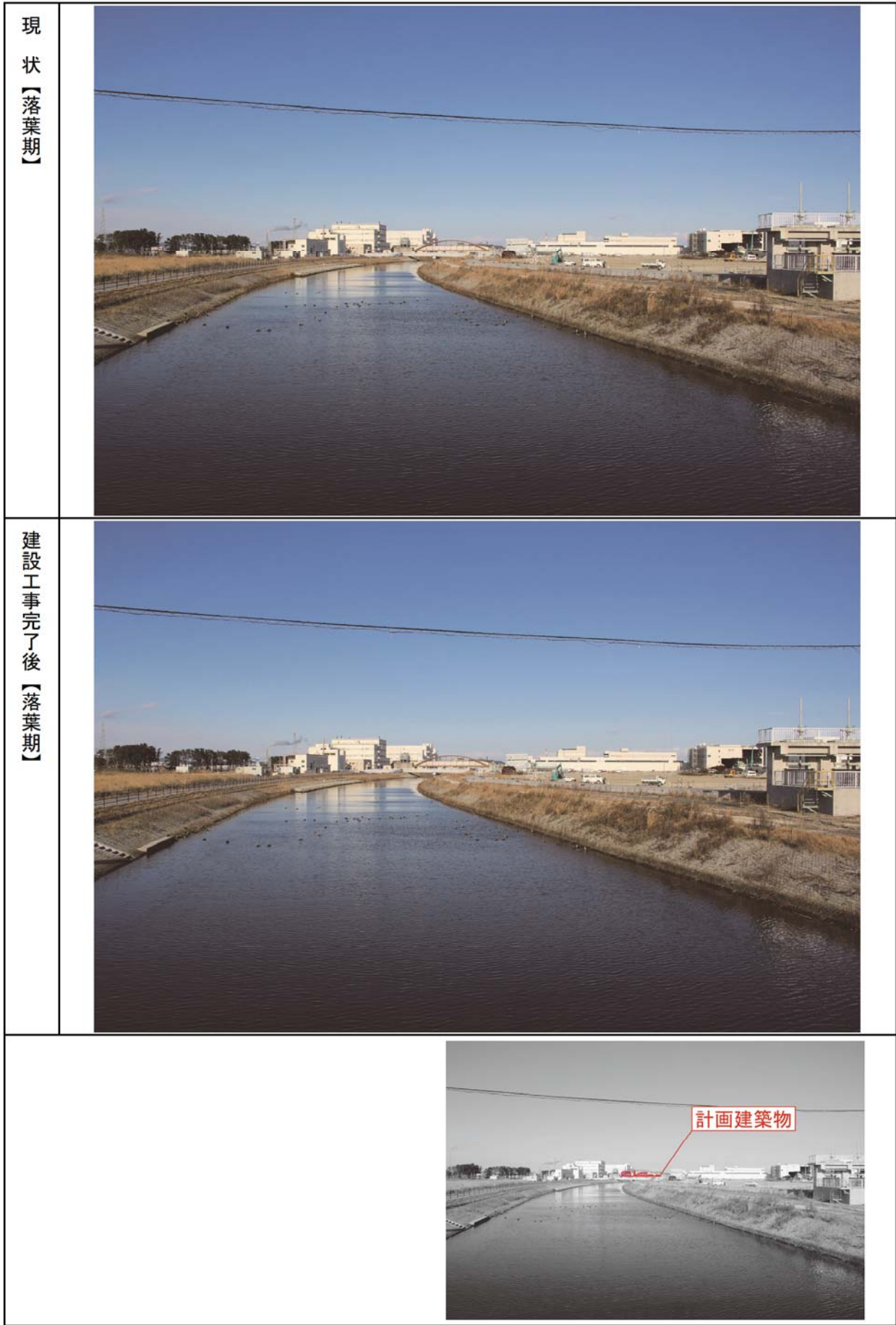


図 8.9-3(4) 眺望景観の変化の予測結果 (調査地点 4 : 貞山運河(南貞山運河)【**落葉期**】)



図 8.9-3(5) 眺望景観の変化の予測結果(調査地点5:スリーエム仙台港パーク(仙台港中央公園)【展葉期】)

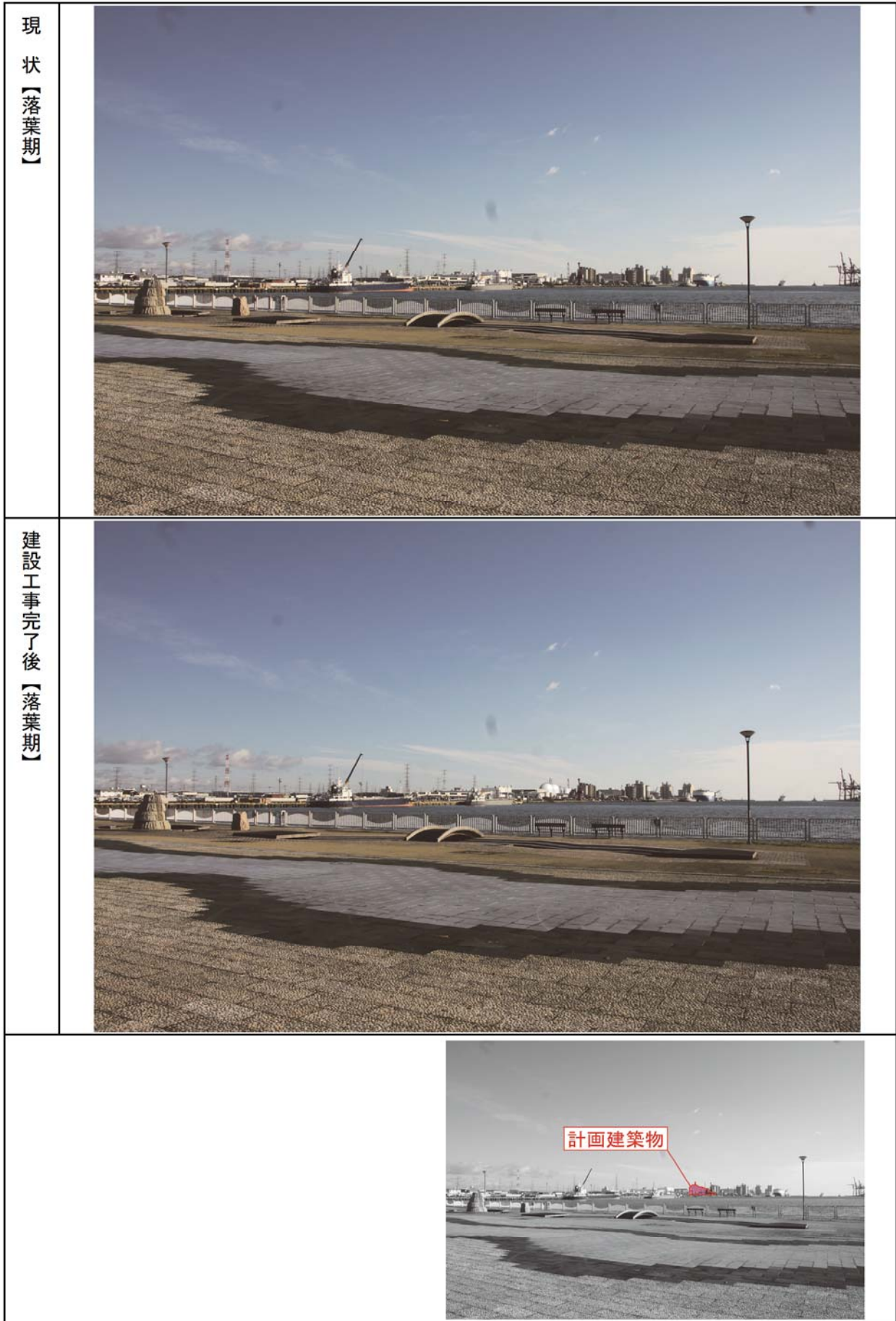


図 8.9-3(6) 眺望景観の変化の予測結果(調査地点5:スリーエム仙台港パーク(仙台港中央公園)【落葉期】)

現
状
【展
葉
期】



建
設
工
事
完
了
後
【展
葉
期】



図 8.9-3(7) 眺望景観の変化の予測結果 (調査地点 8 : 貞山運河 (御舟入堀) 【展葉期】)

現
状
【落葉期】



建設
工事完了後
【落葉期】



図 8.9-3(8) 眺望景観の変化の予測結果（調査地点 8：貞山運河（御舟入堀）【落葉期】）

8.9.3 環境の保全及び創造のための措置

(1) 存在による影響（工作物等の出現）

工作物等の出現に伴う景観への影響を予測した結果、景観資源への影響は、ほとんどないと予測された。また、主要な眺望への影響についても小さいと予測された。

本事業の実施にあたっては、景観への影響を可能な限り低減するため、表8.9-13に示す措置を講ずることとする。

表 8.9-13 環境の保全及び創造のための措置（工作物等の出現）

環境影響要因	環境の保全及び創造のための措置の内容
存在による影響 (工作物等の出現)	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設はコンパクトな配置設計とし、発電施設の視認範囲を低減する。 ・建屋等の色彩は、計画地周辺の色調を踏襲したアースカラーやグレー系をベースカラーとすることで、周辺環境との調和を図る。 ・空や海との調和に配慮して、計画地東側の海に面する緑地には高木となる樹木を植栽する。 ・計画地の北側及び南側にも緑地帯を設け、圧迫感の低減を図る。

8.9.4 評価

(1) 存在による影響（工作物等の出現）

① 回避・低減に係る評価

ア. 評価方法

予測結果を踏まえ、工作物等の出現に伴う景観資源及び主要な眺望への影響が、建築物の色彩等の環境保全及び創造のための措置により、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか否かを判断した。

イ. 評価結果

本事業の実施にあたっては、環境保全及び創造のための措置として、発電施設のコンパクトな配置設計、計画地周辺の色調を踏襲した建屋等の色彩等による環境保全及び創造のための措置により、主要な眺望への影響の抑制が図られていることから、工作物等の出現に伴う景観資源及び主要な眺望への影響は実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

② 基準や目標との整合性に係る評価

ア. 評価方法

予測結果が、表8.9-14に示す基準等と整合が図られているかを評価するものとした。

表 8.9-14 環境の保全及び創造のための措置（工作物等の出現）

環境影響要因	環境の保全及び創造のための措置の内容
存在による影響 (工作物等の出現)	<p>○仙台市「杜の都」景観計画における「流通業務地」ゾーンにおける方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る

イ. 評価結果

計画地は、「仙台市「杜の都」景観計画」に示される流通業務地ゾーンに位置しており、景観形成の方針として、流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成、ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成、仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成が定められている。

本事業の実施に当たっては、発電施設のコンパクトな配置設計、圧迫感低減のための緑地帯配置等を図ることにより、「広々としたゆとりが感じられる景観」、「緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観」を形成するとともに、ウォーターフロントへの発電施設等の設置により、「にぎわいのある景観」の形成を図ることから、上記の目標と整合が図られているものと評価する。

